

寝屋川市都市管理部
公共用地境界確定事務取扱要領
「運用基準」

令和 8 年 4 月

寝屋川市都市管理部

公共用地境界確定(明示)申請から 土地境界確定書(境界確定図)発行までの概要

新規明示申請

- ・申請をしようとするものは、当該地の既明示の有無について事前に確認してください。
- ・申請をしようとするものは、公共用地境界確定申請書及び必要書類を添付して提出してください。
- ・委任状の申請地所有者欄は自署にて記載をお願いします。自署が困難な場合、記名押印されたものも申請を受付します。
- ・市に提出後、書類審査および調査を行い立会日の調整をさせていただきます。
※なお、必要に応じて立会までに事前打合せをお願いすることがあります。

現地立会

- ・立会日までに申請地周囲の既明示、法務局備付け測量図等、参考となる図面に基つき現地への復元をお願いします。
- ・利害関係者への立会日の連絡をお願いします。
※利害関係者について不明な場合は市の担当者に確認してください。
- ・現地立会後は立会時に合意した境界線で図面の作成をお願いします。
※図面作成についてはサンプルを参照願います。

図面関係

- ・作成した図面(押印前)を市に提出してください。
この提出して頂いた図面で最終確認及び審査をします。
- ・審査後、申請者は指定された位置に境界標を設置してください。
市指定の標は特にありません。
- ・設置位置については市の担当者と協議してください。
- ・申請者は審査後の図面を最終図面として2部作製し、関係者の署名・承諾印を2部貰って市に提出してください。

- ・境界確定図提出時に、印鑑登録証明書(申請者が個人の場合)又は印鑑証明書(申請者が法人の場合)の原本(原則発行後3ヶ月以内のもの)を提出してください。
※なお、既(申請時等)に提出している場合は不要ですが、境界確定までに日数を要した場合は所有者確認の為に最新の証明書を提出して頂く場合があります。
- ・境界確定通知書が発行できましたら連絡しますので、市役所窓口までお越しください。
- ・その際に手数料の納付書(3連納付書)を発行しますので、市役所本館1階の銀行窓口で納付後、納付書の控えを持ってもう一度明示担当にお越しください。
- ・納付確認後に境界確定通知書をお渡しします。

1. 申請に関する注意点

① 申請者について

申請出来る方は、申請地の所有者(全部事項証明書の甲乙欄の所有権)です。

申請地が共有地の場合や土地所有者が死亡している場合は、共有者及び相続人全員を必要とします。

ただし、共有者又は相続人の内いずれかが委任を受けて代表して申請することとも出来ます。

所有者以外の方で申請者と認められるのは次のとおりです。

- ・法人が土地所有者の場合は代表者で結構です。

ただし、法人が解散又は倒産した場合は、清算人又は管財人とします。

- ・土地所有者が未成年者及び成年被後見人の場合は、申請書の申請者の欄に、申請地の土地所有者の氏名及び代理人の氏名を記載して申請してください。

- ・マンションの敷地等の所有者からの申請については、管理組合の規約等に記載されている代表者名で申請してください。

② 申請を受け付け出来ない場合

以下の場合には受付出来ません。

- ・都市管理部各所管課の公共用地以外の申請。
- ・申請地が所有権確認及び境界確定等係争中の土地。
- ・法務局に備付けの地図(公図)と現況が違う土地。

※ただし、法務局に申出し訂正された場合はこの限りではありません。

- ・その他申請に関して疑義がある場合。

③ 境界確定事務の代行(代理人)について

申請人は、境界確定に係る事務手続きを第3者に委任させることができます。代行を依頼する場合は委任状を申請書に添付して申請してください。代理が出来る方は、土地家屋調査士、測量士又は測量士補、行政書士又は建築士の資格を有する方です。

申請者は、建築確認申請のために境界確定が必要な場合に限り、現況実測平面図の作成に関し講習会終了者名簿に登録された者に境界確定に係る事務を代行させることができます。

2. 添付書類に関する注意点

① 添付する書類（証明書類等）について

原則 3 か月以内のものを添付してください。

※再交付申請の際も申請人の確認のため原則 3 か月以内のものを再提出してください。

② 法務局備付公図について

公図の添付について、必要に応じて公図合成図を作成してください。

特に町界、字界になっている場合は注意してください。

③ 公図と現地が合わない場合について

公共用地境界確定(明示)は法務局備付け公図を基に境界を明示するため、公図と現地が合わない場合は法務局と協議してください。

ただし、明示手続きと地図訂正手続きの同時進行は認めますが、確定図の発行までに地図訂正を完了してください。

また、隣接地・対側地に関して公図と現地が合わない場合は市の担当者と協議してください。

④ 土地沿革調書及び地籍測量図について

土地調書は、申請地及び申請地の周囲を調査してください。

町界・字界の場合も必ず調査し記入してください。

なお、調査士の氏名・調査日を記入してください。

分筆等が行われている場合は、地積測量図を必ず添付してください。

3. 現地立会に関する注意点

- ・申請書提出後、書類審査や調査を行いその後立会日の調整をさせていただきます。

※なお、必要に応じて立会までに事前打合せをお願いすることがあります。

- ・立会日迄に申請地周囲の既明示、法務局備付け測量図等、参考となる図面に基づき現地で復元をお願いします。

- ・復元の範囲については市担当者と協議願います。

- ・立会日の連絡(利害関係者)をお願いします。

里道明示がある場合で、幅や長さ、位置などが不明な場合で特に自治会長の意見が欲しいと思われた場合に連絡をお願いすることがあります。

① 市道敷明示に必要な立会人

- ・申請者（申請地土地所有者）
- ・隣接地土地所有者
- ・対側地土地所有者（幅員が決まってしまう等対側地に影響がある場合）
- ・代理人（申請人から委任を受け図面を作成する者）
- ・その他の市が必要と認める利害関係者

② 法定外（里道敷・水路敷）明示に必要な立会人

- ・申請者（申請地土地所有者）
- ・隣接地土地所有者
- ・対側地土地所有者（幅員が決まってしまう等対側地に影響がある場合）
- ・代理人（申請人から委任を受け図面を作成する者）
- ・その他の市が必要と認める利害関係者

③ 立会人が立会えない場合

申請地、隣接地、対側地の登記名義人及び利害関係者が立会えない場合、委任状により代理人を立てることができます。

当日、どうしても立会えない場合は後日明示線を確認した上で立会証明書を提出してください。

- ・立会で合意した境界線で図面の作成をお願いします。
- ・境界プレートについては任意のもので結構です。
- ・境界プレートの設置位置については起終点と折れ点に設置してください。

④ 隣接地や対側地の登記名義人に相続が発生している場合

戸籍謄本、除籍謄本等の証明書及び相続人が判明できる相続関係説明図書あるいは申請人や代理人において聞き取った内容に基づき作成した相続人が判明できる相続関係説明図のどちらかが必要です。

なお、相続関係説明図には作成者氏名の自署または記名押印が必要です。

4. 図面についての注意点

下図は原則青色で作成してください。

- ・『境界確定図』申請地、申請地番を中央上に記入。
- ・平面図は縮尺 1/250 以上 とし、平面図に申請地番、隣接等地番（申請地のぐりり）、方位を記入してください。なお、広大地において、A2 サイズまでに収まらない場合は、1/500 まででも可としますが、別途、縮尺 1/250 以

上の平面図データを PDF で作成してください。

- ・朱書きで記入する箇所は、申請地、申請地の地番、明示線、明示の辺長（小数点第 2 位まで記入）、点（ポイント）で、ポイント番号は下図と同じ色にしてください。
- ・公共用地境界線と道路の認定区域線に差が生じた場合は、明示の確定図上にも道路管理区域線を記入し、別紙で土地使用承諾書と土地使用承諾面積図を提出してください。（2 部提出）

※土地使用承諾面積図につきましては、代行者様にご協力いただき作成をお願いしています。

- ・既明示の表記は黒線を引き、既明示の日付、明示番号を黒色で記入。
- ・断面図は 1 /100 以上で起点、終点、折点ごとに構造物に直角に記入。（折点が多数ある場合は変化のない箇所に限り省略可。）朱書きで申請地、境界線（公共用地境界線）を入れ、側溝などの寸法は対側まで細かく記入。また、断面がとれないところでは詳細図でも可。

- ・各ポイントはすべて 2 点縛りとしします。引照点は小数点第 3 位までを平面図上に記入。（ポイントが多く見にくい場合は座標リストでも可。）

※原則、座標は世界測地系を使うこと。但し、付近に基準点等が無い場合は任意座標でも可。（登記の問題については法務局登記官と協議してください。）

- ・承諾覧には立会日、『所有地と公共用地との境界は現地及び図面に朱線で表示されたとおり異議ありません』と記入してください。
- ・承諾者は、原則、申請者と両隣接ですが、里道・水路等などで幅取を行う場合は対側者も必要な場合があります。

また、寝屋川市が関係者と判断した者（自治会長、水利組合長など）にも承諾して頂くことがあります。

- ・申請者は必ず実印、その他は原則認印としします。
- ・共有持分については、申請地は全員の承諾が必要となります。

なお、隣接地や対側地については、共有者の半数以上の記名捺印を必要としますが、共有者が多数及び消息不明な方の追跡調査が困難であると都市都市管理部長が認めた場合に限り、共有持分登記の過半数以上の者の記名捺印でも認めるものとします。

- ・右下に測量日、調査士の登録番号等を記入し、職印を必ず押印してください。
- ・その他、下図の段階で寝屋川市の担当者のチェックを受け修正等があれば指示に従ってください。

※必ず寝屋川市に下図を提出し、確認後市の上承を得てから印鑑を貰ってください。

公共用地境界確定図謄本(抄本)通知書発行までの概要

既明示再交付

- ・申請をしようとするものは、当該地の既明示の有無について事前に確認してください。
- ・本人確認書類の添付をお願いします。

※1 本人確認書類の種類を参照願います

- ・申請をしようとするものは、土地境界確定書発行申請書及び必要書類を添付して提出してください。
- ・受領後概ね1週間程度で公共用地境界確定図謄本(抄本)通知書を発行しますので、市役所明示担当窓口までお越しください。
- ・その際に手数料の納付書(3連納付書)を発行しますので、市役所本館1階の銀行窓口で納付後、納付書の控えを明示担当に渡してください。
- ・納付確認後にお渡します。

※1 本人確認書類の種類

1点でよいもの 右欄①の内いずれか1点	①官公署が発行した身分証明書等 マイナンバーカード、運転免許証、旅券(パスポート)、 身体障害者手帳、印鑑登録証明書、印鑑証明書(法人の場合)など
2点必要なもの 右欄②の内いずれか2点 又は 右欄②と③の内からいずれかを 1点ずつ	②官公署が発行した身分証明書等(顔写真なし) 健康保険被保険者証、国民年金手帳、住民票、戸籍謄(抄)本など ③その他本人名義書類 学生証、公共料金の領収書(1年以内のもの)、納税通知書 (1年以内のもの)、金融機関のキャッシュカード、クレジットカード、預(貯)金通帳など